

仕様書

1. 件名 令和4年度パーソナルケア製品の使用状況に関するインターネット調査業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和4年8月31日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする

4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所では、化学物質の曝露媒体との接触量（曝露係数）のデータ収集、整備を進めている。本業務は、曝露係数のうち、パーソナルケア製品使用実態、生活習慣等の項目について、一般の人を対象とした Web アンケートを実施するものであり、別途継続しているインターネット調査と同時期に実施し、データ比較検証を行うことを目的とする。

5. 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 質問票インターフェイスの作成

請負者は、別添の質問票（200 問程度）について、スマートフォン（Android、iPhone）、PC に対応した Web アンケートを行うための画面作成を行う。

(2) リクルート

130 万人以上の単一モニター（重複しないモニター）から 20～69 歳の男女 500 名ランダムに選択した対象者をリクルートする。年代、性別 50 名ずつとする。対象者の居住地は、可能な限り <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html> に基づき地域ごとに割付を行う。

(3) 参加者への依頼と回答の収集、謝礼の手続き

参加者へのアンケートの提示、回答の収集、参加者への謝礼の支払いを行う。謝礼は、請負者の基準で設定するものとする。アンケート調査は 8 月上旬から 8 月中旬の間に実施する。

(4) リサーチ結果

請負者は、リサーチ結果のローデータ、単純集計表、クロス集計表、集計ツールを NIES 担当者に提供する。対象モニターの意識、行動、メディア接触等に関する独自に事前取得されたデータを付記する。

6. 業務実施体制及び資格等

請負者は、本業務が履行可能な体制を整えること。なお、NIES で考えている業務実施体制及び資格等は以下のとおりであり、これと同等の体制構築を行う必要がある。

- ・プライバシーマークを取得していること
- ・日本マーケティングリサーチ協会（JMRA）の正会員であること
- ・年に4回以上、モニターの審査を行っていること（悪質モニター等の排除）
- ・登録者数が重複なく（単一モニターで）130万人以上いること
- ・50万人以上の対象モニターの意識、行動、メディア接触等に関する独自に事前取得したデータを保有し、本研究対象者と紐づけたデータが提供可能であること

7. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 業務結果報告書 | 1 部 |
| (2) 業務結果報告書の電子ファイル | 一式 |

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

8. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記（1）及び（2）にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が

含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ①請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10. 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度気象観測データのWebGIS・グラフ整備業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和4年12月23日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）及び請負者において行うものとする。

4 目 的

NIESが運営している気候変動適応情報プラットフォーム（以下「A-PLAT」という。）（<https://www.adaptation-platform.nies.go.jp/>）では、気象観測データをWebGIS（オンライン地理情報システム）形式やグラフ形式で配信するツール（以下「本ツール」と呼ぶ。）をArcGIS Online及びArcGIS API for Javascript等の機能を用いて構築中である。本業務では、本ツールをA-PLATで公開するために必要なWebGISやグラフ表示機能等の改良を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たりNIES担当者と十分な打合せを行い、以下に示す本ツールの改良業務を実施する。業務開始後はおおよそ隔週に1回程度業務の進捗をNIES担当者に報告する。報告・打合せは電話やメール、オンライン会議（Microsoft Teams又はZoom）で行うこと。

なお、本ツールの現在の状況については要望に応じ閲覧が可能である。

(1) 気象観測データのWebGIS・グラフページの更新作業

- a. 気象官署及びアメダスの気象観測データが均質であるかを確認できるように、観測地点の移転や観測方法の変更、統計切断がある場合は、その情報をグラフに追加する。情報の追加は、表1の「統計均質情報」の列で「○」若しくは「●」と記載された指標に対して行うこと。また、欠測値の情報についても、気象官署とアメダスの全指標に対してグラフに追加する。情報の表示形式については、NIES担当者と検討した上で決定すること。なお、移転や観測方法の変更にに関する情報のデータはNIESから提供、欠測値の情報は既にグラフに搭載されているデータを利用するが、表示のために必要なデータ形式の変換等は請負者が行う。
- b. グラフの全ての指標・地点において、移動平均の線を追加する。また、長期変化傾向が統計学的に有意であるかを検定し、有意であった場合、近似直線、及びその傾きをグラフに表示する。この機能は表1における「評価有無」の列が「○」となっている指標は全観測地点に対して実装し、「△」「▲」となっている指標は、観測地点の移転がなかった地点に対して実装する。なお、「▲」の場合は、評価の注意事項を指定の場所に追加すること。また、移動平均と近似直線、傾きの表示は、表示・非表示を切り替えられるようにすること。使用する統計的検定の種類や有意水準、回帰直線の表示形式等の詳細についてはNIES担当者と調整の上決定すること。
- c. マップ・グラフ選択どちらにおいても、観測地点を複数選択できるようにする。マップ選択時のときは、選択された地点全てがマップ上に表示されるように調整を行う。グラフ選択時のときは、1地点につき1つのグラフとし、縦に並ぶように表示させるようにする。また、選択地点分の数値データ、画像データをダウンロードができるように調整を行うこと。ダウンロードできる画像は1地点につき1枚、複数地点の画像をzip形式として保存することを想定している。
- d. 既に搭載されている機能について、以下の点について改良を行う。改良の方法については、NIES担当者と相談の上決定する。なお、改良作業終了後、NIES担当

者の確認を受けた後、必要な修正を行うこと。

- ・ 気象官署・アメダスの選択項目をなくして、一緒に表示させるようにする。この変更に伴い、気象官署とアメダスのデータについて説明するページへのリンクを追加する（リンク先のページはNIESが作成する。）。また観測所選択やグラフタイトルの観測所名の表示を「地点名（気象官署）」といった形で表示し、気象官署のデータかどうかをわかるようにする。
- ・ マップ表示の際、複数の県と比較できるように縮尺を固定できるチェックボックスを追加する。
- ・ ユニバーサルデザインを意識して、マップやグラフの文字をさらに大きく、カラーも見やすい形に表示させる。
- ・ マップを画像としてダウンロードする際のファイル名を調整する。都道府県までの選択のときは該当の都道府県名を、観測所まで選択しているときは、該当の観測所名をファイル名に入れるようにする。
- ・ グラフの上限あるいは下限値ちょうどの値にプロットがあるときに、プロットが見切れずに表示されるように調整する。
- ・ グラフに出典を入れる。なお、出典のテキストはNIESから提供する。
- ・ グラフタイトルに統計期間を追加する。
- ・ グラフを画像として保存するとき、画面に表示している画像サイズに依存して保存する画像サイズが変わらないように、保存サイズを固定、若しくは大きさを選択できるようにする。

表1：気象官署・アメダスの指標における移転・観測変更情報の掲載有無、評価有無

時間 解像 度	グラフ表示項目	気象官署		アメダス	
		統計均質情報	評価有無	統計均質情報	評価有無
年別	年平均気温	●(奈良・洲本のみ)	○*	○	▲
	日最高気温の年平均	●(奈良・洲本のみ)	○*	○	▲
	日最低気温の年平均	●(奈良・洲本のみ)	○*	○	▲
	猛暑日の年間日数	○	▲	○	▲
	真夏日の年間日数	○	▲	○	▲
	夏日の年間日数	○	▲	○	▲
	冬日の年間日数	○	▲	○	▲
	真冬日の年間日数	○	▲	○	▲
	年降水量	-	○	○	▲
	日降水量の年最大値	○	△	○	▲
	日降水量 100mm 以上の年間日数	○	▲	○	×
	日降水量 200mm 以上の年間日数	○	▲	○	×
	1時間降水量 30mm 以上の年間発生回数	○	▲	○	×
	1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数	○	▲	○	×
	無降水日年間日数	○	▲	○	×

	年降雪量	○	×	○	×
	年最大積雪深	○	△	○	▲
	日降雪量の年最大値	○	×	○	×
月別	月平均気温	●(奈良・洲本のみ)	○*	○	▲
	日最高気温の月平均	●(奈良・洲本のみ)	○*	○	▲
	日最低気温の月平均	●(奈良・洲本のみ)	○*	○	▲
	月降水量	-	○	○	▲
	月降雪量	○	×	○	×
	月最大積雪深	○	△	○	▲

※統計均質情報について…○：全観測地点に情報を追加、●：一部地点のみに情報を追加、
-：情報を追加しない

※評価有無について…○：評価する、○*：奈良・洲本の観測所を除いて評価する、
△：移転がなければ評価する、▲：移転がなければ評価するが明記が必要、
×：評価しない

(2) URL パラメータの設定

A-PLAT の利用者がある特定の選択項目に設定したときのページ画面 (URL) を簡単に共有できるように、URL にパラメータを設定する。設定する際に必要なパラメータは表示形式 (マップ・グラフ)、指標、観測年・月、観測所 (都道府県・地点) とする。パラメータ設定に必要な命名規則等の詳細については NIES 担当者と調整の上決定すること。作業終了後、NIES 担当者の確認を受けた後、必要な修正を行うこと。

(3) データ更新の手順書の作成

(1)a. で追加予定の観測地点の移転や観測変更、統計切断の情報について、年ごとに更新が想定される。そのため、データを更新する手順について、NIES 担当者が作業できるようにドキュメントにまとめること。作成した手順書は NIES 担当者の確認を受け、必要な修正を行うこと。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。提出方法は NIES 担当者の指示に従うこと。

- (1) 作業報告書 (電子ファイル) 一式
- (2) WebGIS・グラフページのプログラムや手順書等、作成した全ての電子ファイル一式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権 (著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。) を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの (以下「既存著作物」という。) が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手續

を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和4年度地上型最終処分場の構造安定性評価に係る業務

2 業務契約期間 契約開始日～令和5年3月24日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、廃棄物最終処分場の長期的な安全性評価に関する研究を進めており、これまで埋立廃棄物の安定化挙動調査やその動態予測と無害化処理並びに廃棄物最終処分場の構造安定性や検査方法について検討してきた。本業務では、地上に建てられた遮断型最終処分場の構造安定性評価を進めるべく、最終処分場と周辺地盤の動的作用を考慮した地震応答計算を行うことで、構造部自体の耐震性、地盤液状化やすべり破壊の可能性について評価する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

NIESが指定する地盤条件及び構造条件に対して、巨大地震時における遮断型最終処分場の安定解析及び周辺地盤の安定解析を行い、遮断型最終処分場施設としての長期安定性について見解と解説を取りまとめること。

(1) 構造物の安定性

地震時における地盤-構造物の挙動と、その評価手法、及び使用するパラメータについて、地上構造物と地中構造物の場合での違いについて取りまとめること。レベル2内陸型地震動が発生したときに構造物に作用する変位・断面力を求め、安全性の照査を行うこと。構造物が地上型であることを適切に考慮できる評価方法を採用すること。計算は静的解析とする。

(2) 地盤の安定性

地震時における地上構造物の安定に関しては、一般に滑動に対する安定、転倒に対する安定及び支持地盤の支持力に対する安定について検討するため、以下の内容から地盤の安定性を予測する。

a) 地盤調査

地上型最終処分場を建設する地点の地盤に関する調査を行う。既存の資料を用いて、処分場の建設地点又は建設が可能な場所の地盤における土質の概略の状態を把握する。軟弱な地盤、埋立て地等に地震時において地上型最終処分場に生じる影響を予測する。

b) 地盤液状化の可能性

現行の液状化判定法について簡単なレビューを行い各手法の特徴や主な適用場面について整理すること。またその中で最も幅広く用いられているFL法に着目し、当該構造物をもつ地盤に対してFL法に基づく液状化判定を行うこと。ただしFL法とは異なる手法での液状化判定を行う場合には、NIES研究担当者と相談を通じて変更できるものとする。

c) 地盤すべりの可能性

現行の地盤すべり安定解析法について簡単なレビューを行い各手法の特徴や主な適用場面について整理すること。またその中で最も幅広く用いられている円弧すべり法に着目し、当該構造物をもつ地盤に対して安定計算を行うこと。ただし円弧すべり法とは異なる手法でのすべりの判定を行う場合には、NIES研究担当者と相談を通じて変更できるものとする。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

(1) 業務完了報告書 一部

(2) 業務完了報告書及び成果物を収録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、

代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者 と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者 に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者 と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和4年度 超高感度大気用窒素酸化物濃度計 1台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 超高感度大気用窒素酸化物濃度計 1台」について規定する。

2. 数量 1台

3. 研究内容・購入目的

NIES では、地上観測所や太平洋上を航行する船舶などを用いて、アジア・オセアニア地域における緯度別ならびに地域別の温室効果気体や大気汚染物質などの大気中濃度測定を行っている。本調達では、野外観測などの現場において、大気中に極低濃度で存在する窒素酸化物の濃度を正確に定量することを目的に、「令和4年度 超高感度大気用窒素酸化物濃度計 1台」を購入するものである。

4. 仕様

「令和4年度 超高感度大気用窒素酸化物濃度計 1台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① 分析手法が減圧式化学発光法であること。
- ② 測定レンジは0-10 ppb~0-1ppm で任意に切り替えられること。
- ③ 最小検知濃度が0.05 ppb 以下であること。
- ④ ゼロドリフトが0.05 ppb 以下/日、スパンドリフトがフルスケールの2%/日以内であること。
- ⑤ 応答時間が10~300秒で可変であること。
- ⑥ アナログ出力（DC 0-10V など）が可能であること。
- ⑦ サイズが幅426×高さ220×奥行き610mm程度で、持ち運びが容易であること。
- ⑧ 光電子増倍管（PMT）クーラーを採用していること。
- ⑨ 検出器内容積が35cc程度であること。
- ⑩ 日本で修理可能であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和5年3月30日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

- (1) 本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。
- (2) 納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。
- (3) 据付け・調整作業費は本調達に含まれる。

仕様書

1. 件名 令和4年度 反応性窒素酸化物変換ユニット 1台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 反応性窒素酸化物変換ユニット 1台」について規定する。

2. 数量 1台

3. 研究内容・購入目的

NIES では、地上観測所や太平洋上を航行する船舶などを用いて、アジア・オセアニア地域における緯度別ならびに地域別の温室効果気体や大気汚染物質などの大気中濃度測定を行っている。本調達では、野外観測などの現場において、大気中に存在する反応性窒素酸化物の濃度を正確に定量することを目的に、反応性窒素酸化物を一酸化窒素に変換できる機器として、「令和4年度 反応性窒素酸化物変換ユニット 1台」を購入するものである。

4. 仕様

「令和4年度 反応性窒素酸化物変換ユニット 1台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① サーモ・フィッシャ・ー・サイエンティフィック社の化学発光法による窒素酸化物濃度計と組み合わせて使用できること。
- ② 反応性窒素酸化物を一酸化窒素に変換するコンバーターの材質にモリブデンを使用していること。
- ③ コンバーターのヒーター温度を 350 度で使用でき、可変できること。
- ④ サンプリング径が 1/4 インチであること。
- ⑤ サンプル流量が 0～1 SLM で使用でき、可変であること。
- ⑥ ポンプ能力が 150 hPa の減圧条件下で、かつ耐腐食の条件で使用できること。
- ⑦ サイズが幅 300×高さ 600×奥行き 225mm 程度で、重量が 10 kg 程度と、持ち運びが容易であること。
- ⑧ 電源が 50/60 Hz の周波数で 100VAC の条件下で使用できること。
- ⑨ 日本で修理可能であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和5年3月30日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

- (1) 本調達、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。
- (2) 納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。
- (3) 据付け・調整作業費は本調達に含まれる。

仕様書

1. 件名 令和4年度 キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター 1式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター 1式」について規定する。

2. 数量 1式

構成内訳

キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター	一台
ゼロガス発生・切替ユニット	一台

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、所内公募型提案研究(A)「オキシダント生成に関連する水素酸化物ラジカルの多相反応に関する研究」においてスモッグチャンバーを用いてオゾン生成機構の解明に関する研究を実施している。

本調達は、スモッグチャンバー実験においてオキシダントの前駆物質である二酸化窒素を高感度かつ選択的に測定するために、「令和4年度 キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター 1式」を調達するものである。

4. 仕様

「令和4年度 キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター 1式」については、以下の条件を満たす必要がある。

1) キャビティ減衰位相シフト法二酸化窒素モニター

- ① キャビティ減衰位相シフト法による測定に基づいて二酸化窒素の濃度を決定する装置であること。
- ② 光源波長は440 nmであること。
- ③ 導入方式は常圧吸引直接導入であること。
- ④ サンプリング流量は0.4 slm以下であること。
- ⑤ 応答速度は12秒以下であること。
- ⑥ 1分積算及び3 σ の最小検出限界が25pptv以下であること。
- ⑦ 直線定量範囲は25pptv~1ppmvであるかそれよりも広いこと。
- ⑧ データ収集速度は10秒以下であること。
- ⑨ 運転及びデータ収集のためのソフトウェアが付属されていること。
- ⑩ 装置筐体は、19インチラック用であること。

2) ゼロガス発生・切替ユニット

- ① 試料ガスとゼロガスを自動切替できること。
- ② ゼロガスを発生できること。
- ③ 化学吸着によりゼロガス中の二酸化窒素を除去する物であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和5年3月31日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度高速液体クロマトグラフ質量分析計（島津製作所社製 LC-MS/MS）
保守業務
- 2 業務契約期間 令和4年8月21日～令和5年8月20日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIESでは、環境中の微量な汚染化学物質の動態や、水生生物への有害影響評価に関する研究業務を行っている。その中で、高速液体クロマトグラフ質量分析計は、それを用いて行う研究業務の性質上高い水準かつ安定した性能を維持し、万が一故障してしまったとしても迅速に復旧することが求められる。そのためには、分析精度維持のための定期点検と、回数無制限の修理対応を内容に含む保守契約への加入が必要である。

5 業務内容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIESの担当者との十分な打合せを行い、NIES備品である高速液体クロマトグラフ質量分析計の精度維持管理及び安定稼働のため、保守契約に含まれるサービスを提供すること。

(1) 対象となる機器の概要

装置名：高速液体クロマトグラフ質量分析計 (LC-MS/MS, 島津製作所社製)

型番：LCMS-8060NX システム 1式

[内訳]

- ・ LC部：LC-40B XR、DGU-405、SIL-40C XR、CTO-40C、SPD-M40、SGL-40 すべて1式
- ・ MS部：LCMS-8060NX 1式

※付帯設備やオプション類など、上記に記載の無い機器は本業務の対象に含めない。

(2) 保守の内容

保守期間は、令和4年8月21日～令和5年8月20日とする。

(2-1) 定期点検

- ・ 保守期間中に1回の整備付きの定期点検を実施すること。
- ・ 点検内容は、島津製作所の規定の手順に沿って行い、その結果を点検報告書として1部提出すること。
- ・ 整備に使用する部品について、別紙部品リストに記載のある部品が必要と判断され、それを使用する場合には、その費用を本業務の請負金額に含めること。

(2-2) 修理対応

- ・ 保守期間中に故障が発生した場合には、エンジニアを派遣し修理を行うこと。その回数は無制限とすること。
- ・ 修理時に交換する部品は、その費用を本業務の請負金額に含めず、別途請求とすること。

(2-3) 旅費・交通費

- ・ エンジニアが定期点検及び修理のために訪問する際に発生する旅費・交通費は本業務の請負金額に含めること。

(2-4) 付帯 PC の修理対応

- ・ 付帯 PC のメーカー(富士通)への連絡業務をはじめ、修理後に装置へ再接続し復旧するまで対応すること。ただし、ハードディスク内のデータが消去されてしまった場合、それらの復旧は含まれない(請負者の過失による場合を除く)。

6 成果物の提出

請負者は業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1部

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12

年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 検 査

定期点検実施後及び訪問修理実施後には、NIES 担当者立ち会いによる検査に合格しなければならない。また、本業務終了後、NIES 担当者立ち会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

8 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

9 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別紙 部品リスト

件名：令和4年度高速液体クロマトグラフ質量分析計（島津製作所社製 LC-MS/MS）保守業務の業務内容に含まれる定期点検において、以下の部品を使用する場合には、その費用を契約金額に含めること。

No.	対象機器	部品名	部品番号	数量
1	LC 部	プランジャーホルダ ASSY UHP	228-52069-44	4
2	LC 部	プランジャシール UHP	228-52711-93	4
3	LC 部	ライトパネル用防塵フィルター (フィルターのみ)	228-53924-06	2
4	LC 部	活性炭	228-72570-01	1
5	LC 部	防塵フィルター	228-50569-02	1
6	LC 部	D2 ランプ	228-55674-04	1
7	LC 部	W ランプ	228-73309	1
8	LC 部	SUS パイプ ID0.1 x600 OUT	228-53184-91	1
9	LC 部	ニードルシール	228-64364-42	1
10	LC 部	吸気フィルタ	228-54509-02	1
11	LC 部	真空チューブフィルタ	228-54656	1
12	MS 部	キャピラリー ASSY	225-14948-91	1
13	MS 部	O リング 4D-S8	036-19004-05	1
14	MS 部	PEEK チューブ 1.6φ x 0.13φ 3000mm	228-33833-91	1
15	MS 部	PEEK フリット	228-48607-91	1
16	MS 部	DL ASSY 3	225-15718-43	1
17	MS 部	ESI 確認用試料	225-06613-14	1
18	MS 部	TQ 用標準サンプル	225-14122-01	1

仕 様 書

1. 件名 令和4年度 研究用消耗品類の購入（単価契約）

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 研究用試薬類の購入（単価契約）」について規定する。

2. 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 予定数量及び規格

別紙リストのとおり

なお、数量は実績を踏まえた見込みであり、研究の進捗状況等によって変更する可能性があるため、実際の購入数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこと。

4. 納品場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所 各研究室

NIES 研究室担当者がそれぞれ指示する場所に納品すること。各納品前には必ず NIES 総務部会計課により検収を受けること。運送費用は受注者負担とする。原則として本調達の受注者自身が NIES へ直接納品することとし、宅配業者等を介さないこと。やむを得ず宅配業者を介する必要がある場合は、NIES 総務部会計課に連絡し、その指示に従うこと。

5. 納入期限

納入期限は、発注日から最短の納期とし、原則発注時に連絡する希望納期までに納入すること。希望納期までの納入が難しい場合は、NIES 総務部会計課に連絡すること。該当物品がメーカー欠品等の場合、速やかにその旨を NIES 総務部会計課担当者に連絡し、指示に従うこと。

なお、発注は原則として毎日、NIES 総務部会計課から行う。

6. その他

(1) 納品物のうち「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」

第6条の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げられた特定調達品目については、同方針の「判断の基準」を満たしていること。また、「配慮事項」についても可能な限り配慮すること。

(2) 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。

(3) 納品にあたっては、発注の際、NIES 担当者の明示する内訳のとおり数量を区分けし、指定する場所へ納品すること。また、納品書、請求書等の関係書類は、NIES 総務部会計課の指示に従い、作成・提出すること。

支払いについては、発注の都度ではなく、月毎にとりまとめ、翌月以降に一括にて支払いを行う（支払いを含めた事務手続きの詳細については契約後に打ち合わせを行い、決定する。）。

(4) 納品後、契約不適合があることが発見された際には、直ちに良品と交換すること。

- (5) 納品物の数量及び規格が、発注内容と異なっていた場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。その他、何か不具合等が発生し、対応が必要な場合には、速やかに NIES に来所し対応すること。
- (6) NIES 担当者から商品等についての問い合わせがあった場合には適宜対応すること。また、発注済数量について、NIES 担当者から要求があった場合はとりまとめて報告すること。
- (7) 危険物や劇薬物は法定事項に沿って対応すること。
- (8) メーカーのキャンペーン等により商品の価格が契約単価金額よりも下回る期間においては、低い方の価格を適用するとともに NIES 総務部会計課にその旨を連絡すること。
- (9) 運用開始日については、別途 NIES 総務部会計課と調整し、その指示に従うこと。
- (10) その他、不明な点等がある場合は、NIES 担当者に照会し、その指示に従うこと。

番号	中分類	小分類	品名名称	規格	R4年度 予定数量
1	実験室用備品ほか	分注	テルモシリジ	SS-30ESZ 30mlスリッパ チップ 横口50本白付付	8
2	実験室用備品ほか	分注	スタンダードチップ	110RL-NEW-200μl 未滅菌 詰替Q-One960本Ther	7
3	実験室用備品ほか	分注	テルモシリジ	SS-10SZ 10ml スリッパチップ 100本 付付	8
4	実験室用備品ほか	分注	テルモシリジ	SS-05SZ 5ml スリッパチップ 100本 テルモ	14
5	容器類	ガラス容器	スクリュエバイアルびん	3-1605-02 S-10 10ml アズワン	5
6	容器類	ガラス容器	ねじ口びん	2-077-05 青キャップ付 1000ml DWK Life Sciences	11
7	容器類	ガラス容器	ねじ口びん	2-077-03 丸型白アクリル青キャップ付250ml DWK Life	10
8	容器類	ガラス容器	ねじ口びん用液切りリング	青GL-45 0371052232 東京硝子	7
9	容器類	ガラス容器	広口洗浄びん 500ml	1-4640-02 アズワン	12
10	容器類	ガラス容器	高気密保存びん	96940-00 茶 2ml 関東化学	14
11	容器類	ガラス容器	高気密保存びん	96940-10 茶 10ml 関東化学	14
12	容器類	樹脂容器	U-8容器	PP100ml 50入	8
13	容器類	樹脂容器	アイボーイ	5-002-04 広口500ml	70
14	容器類	樹脂容器	アイボーイ	5-002-51 PP広口50ml 100本	11
15	容器類	樹脂容器	トスロン密閉容器	SN-20白 5-060-05 20L白	11
16	容器類	樹脂容器	角バット(フラットエッジタイプ)	1-2393-04 21371 アズワン	14
17	容器類	樹脂容器	広口T型びん	5-026-01 300ml パッキン付 アズワン	21
18	容器類	樹脂容器	試験びん	NR0188-002 PFA細口中栓付50ml フロンケミカル	42
19	容器類	樹脂容器	染色バット	83-0017 タテ型仕切無	13
20	容器・計量器類	ピーカー	ピーカー	1000BK100 100ml IWAKI	8
21	容器・計量器類	ピーカー	ピーカー	2-9425-19 PYREX(R) 500mL 1000J-500 コーニング	21
22	容器・計量器類	ピーカー	手付ピーカー	1-4622-15 ポリプロピレン 1L ニッコー	19
23	容器・計量器類	遠沈管	遠沈管	8082CTF10 円錐 ネジ付 目盛付 キャップ付10ml IWAKI	21
24	容器・計量器類	顕微鏡用部品	スライドガラス	S021230 S2123 白切放フロストNo.1 100枚 松浪	14
25	容器・計量器類	試験管/チューブ	ポリエチレンチューブ	562-2000-01 0.034×0.060 ビールテック	11
26	分析・検査	分析機器・用品	9mmセプタム セプタムPTFE/シリコン/PTF	1030-46271(5182-0729)PTFE赤/クワコ白/PTFE赤 100枚 GL	14
27	分析・検査	分析機器・用品	フィルターシリジ・ミニザルト	S6555FMOSK(旧:2-5322-02)0.45μm 50入 付付	12
28	分析・検査	濾過	ART10 10μL疎水性フィルター付きチ	2140PK 96本×10ラック/箱 (960) MBP	25
29	分析・検査	濾過	ART200 200μL疎水性フィルター付き	2069PK 96本×10ラック/箱 (960) MBP	22
30	分析・検査	濾過	ART20P 20μL疎水性フィルター付きチ	2149PPK 96本×10ラック/箱 (960) MBP	15
31	分析・検査	濾過	DISMIC	25CS045AN 50個 0.45μm 未滅菌 ADVANTEC	8
32	分析・検査	濾過	PTFEろ紙	38201047 PF-020 47mm 10枚入 ADVANTEC	7
33	分析・検査	濾過	ガラス繊維ろ紙 GF/F	1825-047 直径(Φmm)47 100枚入 Cytiva(ワットマン)	8
34	分析・検査	濾過	ガラス繊維ろ紙 GF/F	1825-025 直径(Φmm)25 100枚入 Cytiva(ワットマン)	11
35	分析・検査	濾過	ファーストクラスフィルター付チップ	TF102-10-Q 960EA 10μm 滅菌済 QSP	11
36	実験用小物	スポイト・ピペッター	ホウケイ酸ガラスバスツールピペット	13-678-8B 1000本 線栓有 全長229mm Fisher Scientific	23
37	実験用小物	スポイト・ピペッター	駒込ピペット	1-8576-05 10ml 材質:珪酸ガラス-1 アズワン	8
38	実験用小物	ピンセット・精密ピンセット	ステンレスピンセット	6-531-12 デッキ125mm アズワン	7
39	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ニューポリ袋	No.13 紐付100枚/袋 福助工業	7
40	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	E-4 100枚入 100×140 0.04mm	4
41	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	E-8 100枚入 100×140 0.08mm	8
42	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	F-4 100枚入 120×170 0.04mm	13
43	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	G-4 100枚入 140×200 0.04mm	6
44	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	G-8 100枚入 140×200 0.08mm	5
45	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	H-4 100枚入 170×240 0.04mm	11
46	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	I-4 100枚入 200×280 0.04mm	4
47	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	J-8 100枚入 240×340 0.08mm	2
48	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	K-8 100枚入 280×400 0.08mm	2
49	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	L-8 100枚入 340×480 0.08mm	1
50	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	A-4 100枚入 50×70 0.04mm	7
51	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	B-4 100枚入 60×85 0.04mm	4
52	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	C-4 100枚入 70×100 0.04mm	3
53	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	D-8 100枚入 120×85 0.08mm	6
54	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	F-8 100枚入 170×120 0.08mm	4
55	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	H-8 100枚入 240×170 0.08mm	4
56	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	I-8 100枚入 280×200 0.08mm	4
57	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	J-4 100枚入 340×240 0.04mm	4
58	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	K-4 100枚入 400×280 0.04mm	10
59	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	L-4 100枚入 480×340 0.04mm	1
60	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ユニパック	MARK-D 100枚入 120×85mm 0.04mm	11
61	実験用小物	ポリ袋・真空パック	ポリバッグ規格袋 13号	L03-13 0.03mm 260×380mm 100枚 オルディ	7
62	実験用小物	ラップ・アルミホイル	アルミホイル	マイホイル62-6647-39	14
63	実験用小物	ラップ・アルミホイル	アルミホイル	6-713-07 マイホイル厚形50 300mm×20μm×50m 付付	11
64	実験用小物	ラップ・アルミホイル	アルミホイル	6-713-02 マイホイルジャンボ50 300mm×12μm×50m	16
65	実験用小物	栓・キャップ	スクリュエキャップ	1030-51202 PTFE赤/クワコ白 1.3mm 黒 100入 GL	14
66	配管材等	継手・アダプター	ルアーフィッティング	VRMP6 10個入 Nordson MEDICAL	12
67	配管材等	継手・アダプター	ルアーフィッティング	VRSP6 10個入 Nordson MEDICAL	12
68	安全保護用品	マスク類	N95微粒子状物質用マスク	DD11-S2-5 10枚入り 重松製作所	7
69	安全保護用品	手袋	クリンノールニトリル手袋	1-8450-22 ショートバウダーフリーブルー-M 100枚入	7
70	安全保護用品	手袋	クリンノールニトリル手袋	1-8450-21 バウダーフリーブルー L 100枚	11
71	安全保護用品	手袋	サニメント手袋	1-6163-01 エコノミーS 100枚 アズワン	4
72	安全保護用品	手袋	サニメント手袋	1-6163-03 エコノミーL 100枚 アズワン	7
73	安全保護用品	手袋	サニメント手袋	6-895-02 スタンダードM 100枚 アズワン	7
74	安全保護用品	手袋	ダイヤモンドグリッパラス	0950110 S 100枚	11
75	安全保護用品	手袋	ビオラモニトリルグローブ	2-9016-02 M 100枚入り	12
76	安全保護用品	手袋	ビオラモニトリルグローブ	2-9016-04 SS 100枚入り	11
77	安全保護用品	手袋	ラベンダーニトリルグローブ	52816 ハリヤードXS 250枚入	21
78	安全保護用品	手袋	ラベンダーニトリルグローブ	52817 ハリヤードS 250枚入	24
79	安全保護用品	手袋	ラベンダーニトリルグローブ	52818 ハリヤードM 250枚入	9
80	安全保護用品	手袋	ラベンダーニトリルグローブ	52819 ハリヤードL 250枚	7
81	研究室設備	収納・保管	コンテナ仕切板	SP-56 1-4616-02	7
82	研究室設備	収納・保管	ユニコンテナ	2-3409-01 5L アズワン	14
83	洗浄・滅菌・清掃	クロス・ウエス・雑巾	キムタオール	61001 4つ折り4プライ50枚×24束 日本製紙クレシア	8
84	洗浄・滅菌・清掃	クロス・ウエス・雑巾	キムワイブ	S-200 200枚入 日本製紙クレシア	15
85	洗浄・滅菌・清掃	クロス・ウエス・雑巾	キムワイブ	62011 S-200 200枚×72箱入 日本製紙クレシア	2
86	洗浄・滅菌・清掃	クロス・ウエス・雑巾	キムワイブ	62020 S-200 200枚×36箱入 日本製紙クレシア	3
87	洗浄・滅菌・清掃	クロス・ウエス・雑巾	ハンドタオル	37018B 折りたたみ付付付付付付 100 100組×1袋入	7
88	洗浄・滅菌・清掃	クロス・ウエス・雑巾	G購入適合品)再生ティッシュペーパー	N162J 5入 スマートバリュー	34

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度水物質循環モデルのプラスチック動態モデルへの拡張に関するインタフェース構築業務
- 2 業務契約期間 令和4年9月1日～令和5年1月27日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

本業務は、陸域統合型水文生態系モデル NICE (National Integrated Catchment-based Eco-hydrology) の中の水物質循環サブモデルについて、陸水を通じたプラスチック循環の更なる高精度化に向けた検討を可能とするため、水域でのプラスチック動態モデルへの拡張に関するインタフェース構築を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。業務にあたっては、これまでに NICE モデルの開発や改良に実績があり、モデルの構造に精通していることが要求される。

(1) 水域でのプラスチック動態モデルへの拡張に関するインタフェース構築

NICE モデルの中の河川及び斜面サブモデルについて、水域でのプラスチック動態の計算が出来るように NIES 担当者の指示のもとでモデルを改良する。その際に、様々な粒径や比重のプラスチックについて巻上げ・沈降・凝集などのメカニズムを改良し、水中及び河床中それぞれでの物質収支が保存されるように新たなインタフェース構築を行う。

(2) モデルの動作確認

NIES 担当者の指示のもとで、改良したモデルの動作確認を行い、整合性が取れるように不具合修正を行う。前提とする OS は Windows 及び Linux、使用言語は VBA 及び PGI Fortran（開発環境は請負者が用意すること。）とする。

(3) モデル及びデータの提供について

基本モデル及びデータは NIES が提供する。NIES からの提供にあたっては、情報セキュリティの観点から受領者、受領日、管理責任者、返還期限日等を記した授受簿を使用すること。

(4) とりまとめ

最終的な改良版モデル・前処理・後処理それぞれのソースプログラムを NIES の計算機サーバにインストールし、同様の結果が得られることを NIES 担当者とともに確認する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 一部
- (2) ソースプログラム及びデータ 一式
- (3) プログラム説明書及び取扱い説明書 一部
- (4) 上記(1)～(3)を収めた DVD 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和4年度「くらしとエネルギーに関する意向調査」業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和5年3月20日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、2030年には2013年比で家庭部門の温室効果ガス排出量を66%削減することが求められている。この削減目標の達成に向け、例えば、家庭で使用する機器について電化の推進、高効率機器や断熱性能の優れた住宅を早期に普及させる等の気候変動緩和策が必要とされる。現実の社会では、機器のエネルギー消費効率についてはトップランナー方式(電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること、EIC ネット(2009))が導入されていたり、住宅の断熱性能基準が設定されていたりするものの、相対的にエネルギー効率の低い機器が安価に販売されている等、消費者が自由に高効率/低効率な機器、住宅の断熱性能を選択可能である。そのため、早期の気候変動緩和策の導入が十分に進んでいるとは言えない状況である。本課題では、家庭でのエネルギー消費についての意識の把握のためにフォーカスグループインタビュー(FGI)を実施し、機器を購入する際の意識、意思決定、とその際に参考した情報等について把握することを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)の担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。本業務は、東京都内在住者(世帯)を対象とし、家庭でのエネルギー消費に関わる機器を購入する際の意識、意思決定等について把握するためのFGIを実施し、分析検討するものである。

本課題では、以下に該当する者を外注先調査会社に登録するモニターから募集されグループ毎に都内の所定の会議室に集まってもらい、2時間程度、ファシリテーター(司会者)や他の参加者からの質問や発言について、回答やコメントを述べてもらう。

1) グループ数とその構成

(ア)グループ数は4つで各グループは6名(合計24名)からなる。ただし、新型コロナウイルスの影響により1グループ6名の調査が難しい場合は、可能な限り6名に近い人数で実施することとする。

(イ)調査対象者は、外注先調査会社に登録するモニターから募集される。必要な属性は以下の(ウ)であるが、加えて過去1年他のFGIへの参加経験のない者、かつ所定の日時に指定の場所での会合に自力で参加可能であることとする。また、リクルート時に調査の説明、参加への同意書へのサイン、参加時の事前アンケートの依頼を行う。(リクルート時に新型コロナウイルスの影響により参加の方法が変更になる可能性についても確認する。)

(ウ)各グループの構成メンバーとして以下の属性の調査対象者を外注先調査会社に登録するモニターからリクルートする。

- ① 30代後半-50代・戸建住宅居住者(結婚している)・男性(専業主夫を含んでも良い)
- ② 30代後半-50代・戸建住宅居住者(結婚している)・女性(専業主婦を2名程度含む)
- ③ 30代後半-50代・集合住宅居住者(結婚している)・男性(専業主夫を含んでも良い)
- ④ 30代後半-50代・集合住宅居住者(結婚している)・女性(専業主婦を2名程度含む)

2) 調査内容

以下の5項目について、半構造化質問形式で2時間程度、ファシリテーターや他の参加者からの質問や発言について、回答やコメントを述べてもらう。参加者には交通費と日当を支払う。また、調査終了後、ここで聞いたレクチャー以外の調査内容についての情報を漏らさないことについての同意書にサインをしてもらう。

(ア)事前のアンケートにより、家族構成、住宅の種類、所有する機器、エネルギー消費状況を把握。

(イ)気候変動問題・脱炭素社会についての認知(気候変動問題への考え、意見等/日常的に心掛けていること/省エネ行動の有無/現在住んでいる住宅の断熱の状況)

(ウ)家庭で使うエネルギー機器について(どの機器を購入するか/情報収集方法等)

(エ)気候変動問題についてのレクチャー

(オ)気候変動問題・脱炭素社会についての認知

3) 場所等

- (ア) 都内会議室にて実施する。会議室は NIES 職員がインタビューを観察でき、録音・録画の可能な設備を持っていることとする。またレクチャーを実施するので、ZOOM 等、外部からの講師がレクチャーできる設備も必要である。一つのグループインタビューを終える毎に、NIES 職員とファシリテーターで、調査内容の最初の分析検討を行い、この 4 グループ分のとりまとめを調査報告書とする。1 グループにつき、インタビュー実施 2 時間及びこのインタビュー後分析検討 1 時間の 3 時間を最低必要時間とする。日時は NIES 職員と打合せにて決定する。
- (イ) 専門のファシリテーターを 1 名進行及び質問者として確保すること。専門のファシリテーターは、業務経験 5 年以上が望ましい。
- (ウ) ファシリテーター以外に、録音・録画、日当・交通費の支払い、飲食物の提供等の補助者を確保すること。
- (エ) 調査実施に当たり、研究対象者及びモデレーターのマスク着用や各人の間に十分な身体的な距離が確保できる調査会場選定などの政府等が定める新型コロナウイルス感染対策の指針に沿った感染対策を取る。また感染状況によっては、対面での調査実施からオンラインでの調査に切り替える等の柔軟な対応をとり、調査参加による感染リスクを最小限に抑えること。

4) 請負者は、本業務が個人情報を取り扱うことに鑑み、適切な個人情報保護に関する対応を実施することとする。

- (ア) 本業務においては、録画・録音を行うが、請負者及び NIES 職員以外が視聴できないように配慮し、また録画に関しては、請負者から持ち出さないようにする。録音に関しては、個人情報に関する部分については、削除をした上で納品物とする。また、調査完了後 1 年をもって廃棄とするが、その際には適切な廃棄の手段を取る（そのため、請負者の応札資格としてプライバシーマークの取得を要件とする。<https://privacymark.jp/>）。
- (イ) 調査実施時に、調査対象者が自由に発言できるため、個人情報保護にかかる内容の発言をしようとする場合がある。ファシリテーターは、このような発言を事前に阻止し、録音に残らないように配慮し、もし発言があった場合には、「この部分の録画を削除」するように発言して、納品物（録音・発言録）に記録されないように指示する（そのため、一定以上の経験のあるファシリテーターが必要である。）。
- (ウ) NIES 職員及び第三者に調査対象者の個人情報が漏れないように配慮する。そのため、①調査対象者が調査前・調査中・調査後に調査協力・参加（全部・部分）に同意しない旨を意思表示できることとする。特に調査中の意思表示についてはファシリテーターが発言をしないで良い旨を指示するなどして対応する。調査前・後に関しては、NIES 職員宛の調査対象者からの不同意の表明が仮にあったとしても NIES 職員は調査対象者の個人情報（本名、連絡先等）を知り得ないため直接の対応ができないので、対応の仲介を行うことで、調査対象者の個人情報保護に配慮する。
- (エ) 上記に加えて、実施前後を含む実施の全工程における個人情報保護に配慮すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。いずれも電子版とするが、セキュリティ上、NIES 担当者が提供する NIES ファイル交換サーバーを介して送受信するものとする。各成果物の内容・仕様は上記「5 業務内容」に記載されている各事例についての調査結果を記載する。

- (1) 調査報告書（電子版） 1 部
- (2) 発言録（電子版） 1 セット
- (3) 録音データ（電子版） 1 セット

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度アルミニウムリサイクルの高度化に向けた物質フロー情報の整備及び解析等支援業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年2月28日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

アルミニウムの展伸材・素形材は、合金種ごとに添加元素が精緻に制御・管理されている。また、リサイクルの核となる再溶解プロセスにおいては、その熱力学特性から不純物の除去が非常に困難である。その為、自動車等の使用済み製品から回収された老廃スクラップを高品質な展伸材にリサイクルすることが困難であり、アルミニウムの主たる循環構造は、鑄造・ダイカスト等の不純物の許容量が適合した製品へのカスケードリサイクルとなっていた。

この問題を背景に、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、アルミニウムリサイクルの高度化に向けて、物質フローの革新を可能とする循環構造の検討・定量的検証に取り組んでおり、特に、製品中に共存する合金種の同定を可能とする物質フローモデルの開発を進めている。

そこで本業務では、解析用の基礎データとして、アルミニウムの物質フローデータを整備とアルミニウム循環図の作成に取り組む。また、上記データをもとに、解析用データとして、総務省産業連関表を参考に、アルミニウムフロー分析用産業連関表の作表と解析支援に取り組む。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行にあたり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の(1)～(3)の業務を実施することとする。本仕様書に記載のない細部、あるいは、業務内容に変更の必要性が生じた場合には、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

業務実施にあたり、数値データの管理は、Microsoft Excel[®]、MATLAB[®]等を用いて行い、リンク機能の活用や十分なコメントを付す等して、一次データから最終的な数値の算出までの一連の推計プロセス等を詳細に記録して再現性を十分に担保する。データ整備の書式については、NIES 担当者と十分に協議すること。また、収集した文献等の情報は、出典情報と共に参考資料として整理して提出すること。

(1) 物質フローデータの整備

a. アルミニウム圧延材

アルミニウム圧延材については、アルミニウム統計年報（日本アルミニウム協会）やアルミニウムハンドブック（日本アルミニウム協会）、及び NIES 担当者が提供する情報を参考に、①合金種別形状別需要部門別需要割合、②合金種別需要部門別需要量を推計・整備した上で、総務省産業連関表を参考に、③産業連関表部門別需要割合を設定した上で、産業連関表の部門分類に対応した④合金種別需要部門別需要量の作成に取り組む。合金種は、1000系～7000系、その他合金種を対象として、4桁分類に基づいたデータ整備に取り組む。また、アルミニウム素形材についても同様の資料を参考に、⑤品目別需要部門別需要割合、⑥品目別需要部門別需要量を推計・整備した上で、総務省産業連関表を参考に⑦合金種別需要部門別需要量の作成に取り組む。鑄物、ダイカスト、鍛造品ごとの物質フロー情報を整備した上で、アルミニウム系合金種とその他合金種に細分化したデータ整備に取り組む。併せて、静脈側の物質フロー情報の整備に取り組む。物質フローデータの整備に際しては、動脈側・静脈側を含めて、可能な限り、合金種別のフロー情報を付与すること。対象は、2011年、2015年及び2020年とする。

b. アルミニウム循環図の作成

上記 a で得られる物質フロー情報をもとに、アルミニウム循環図の作成に取り組む。Sankey 図等を活用することで、合金種別の物質フロー情報の可視化を心がけること。

(2) アルミニウムフロー分析用産業連関表の作表と解析支援

上記にて整備したデータを産業連関表（2011年表及び2015年表）に接続し、アルミニウムを対象とする物質フロー分析用産業連関表の作表に取り組む。接続は、上記(1)のデータをもとに、「アルミニウム圧延材」部門、「非鉄金属素形材」部門、「非鉄金属屑」部門を拡張することで実施する。その際、その他の部門からの両部門への投入量は、生産量（あるいは生産額）に応じた配分により整備する。整備したア

ルミニウムフロー分析用産業連関表は、原典である産業連関表を含む統計情報から得られる数値やマテリアルバランス、勘定体系としての整合性を担保すること。

上記の実施に際して、産業連関表への物質フローの記述と解析方法については、下記の文献等を参考にすること。

Nakamura, S. et al (2007) The Waste Input-Output Approach to Materials Flow Analysis: Concepts and Application to Base Metals, Journal of Industrial Ecology, 11, 50-63.

(3) 報告書の作成

本業務の作業内容や打合せの記録等をまとめた作業報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。NIES 担当者が指定するサーバーへのアップロードを想定するが、容量及びセキュリティの都合により別途のサーバーの利用、物理デバイス（CD-R 等）での納品を妨げるものではない。

(1) 調査報告書（PDF 形式及び Word 形式）及び作成データのファイル 1 式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度複数の気候モデルの結果を用いた太陽光及び風力発電の出力変化比較実験支援業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年3月17日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、外部資金により、市区町村等の地方自治体を対象とした脱炭素型エネルギーシステムの設計及び計画作りに関する研究を進めている。脱炭素型エネルギーシステムの実現においては、再生可能エネルギーの導入が不可欠であるが、特に太陽光発電と風力発電は設置場所により出力が異なるほか、将来に向けて都市構造の変化が進む中では、設備設置が可能な地点も変化する。加えて、気候変動による日射量や風況の変化も、将来の再生可能エネルギー利用可能量に大きな影響を及ぼす。そこで本業務では、気候変動の影響も考慮した地方自治体スケールでの再生可能エネルギーを核としたエネルギーシステム設計に際して基礎となる知見を整備することを目的に、気候変動により特に影響を受けると見込まれる太陽光及び風力発電を対象として以下の業務を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。なお、業務実施にあたって必要となる気候モデルの出力及びその取り扱い手法等は請負者において整備するものとし、評価結果を格納するためのメディア等も請負者の手配とする。

（1）全国を対象とした複数の気候モデルの出力に基づく今世紀内の太陽光発電及び風力発電の出力変化の評価

全国を対象に、基準年及び今世紀内の将来時点を対象に、気候モデルの出力及びアメダス(AMeDAS)等の地点ごとの気候データを組み合わせた3次メッシュ単位かつ時間単位での太陽光発電及び風力発電の出力を評価する手法を用い、気温や風速等の自然条件のみを考慮した場合の出力を評価する。風力発電については、陸上及び洋上の2種を想定する。なお、出力評価は、太陽光発電及び風力発電それぞれにNIESが構築済みの計算式に基づき、必要に応じて改良を加えた上で、請負者において作成したプログラム等を用いて実施することとするが、手法の情報についてはNIES担当者より別途提供する。

出力評価は、全国での基準年の発電量、並びに気候モデル及びシナリオの出力を用いたNIESの指定する将来年次の発電量とし、それぞれ3次メッシュの単位で1年間毎時（8,760時間）とする。現在及び将来年次の出力評価において利用する気候モデル及びシナリオは、JRA-55領域ダウンスケーリング（DSJRA-55）及び第6期結合モデル相互比較計画（CMIP6）の気候モデル群及びシナリオ群から5種の気候モデル（MIROC6、MRI-ESM2-0、ACCESS-CM2、IPSL-CM6A-LR、MPI-ESM1-2-HR）と気候モデル共通に3種のシナリオ（SSP1-RCP2.6、SSP2-RCP4.5、SSP5-RCP8.5）とする。

（2）複数の気候モデルの出力の比較を通じた太陽光及び風力発電の出力変化の特徴抽出等の分析（比較実験）

（1）にて得られた評価結果等をもとに、太陽光及び風力発電それぞれに全国の地域差を含めた複数の軸に基づく比較を行い、評価結果間の特徴抽出やグルーピング（クラスタリング）を行う。

具体的には、基準年と将来年次の評価結果の比較を通じ、太陽光及び風力発電それぞれに3次メッシュごとの基準年からの変化量（時間又は日単位、年間等）、地域又は地点間の変化量の違いに関する特徴の抽出、及び比較対象年次ごとの変化量の違いに関する特徴の抽出、並びにその他重要

と考えられる観点（評価軸）からの特徴の抽出を行うとともに、それらの分析を行う。

また、異なる気候モデルやシナリオの比較を通じ、気候モデル間、シナリオ間、地域間、地点間、及び年次間等の複数の評価軸を用いて3次メッシュ毎に発電量の変化に関する比較を行うとともに、それらの分析を行う。

加えて、以上の比較及び分析をもとに、評価結果間の特徴抽出やグルーピング（クラスタリング）等を行う。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 業務結果報告書 | 3 部 |
| (2) 業務結果報告書（DVD-R） | 1 部 |
| (3) 出力評価結果（電子データによる） | 1 式 |

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名
令和4年度エコチル調査乳歯種判定・前処理等に関する業務に係る研究支援協力員派遣業務
2. 目 的
環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成22年度より開始され、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。本業務では、対象者から収集した乳歯を分析するため、乳歯判定、前処理、測定に関する実験業務及び必要な関連の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター
（茨城県つくば市小野川16-2 電話番号 029-850-2796）
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
エコチル調査コアセンター
6. 契約期間
令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数
（1）勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日を除く。）うち週3日（原則12日／月）、9：00～16：00（うち、休憩時間12時～13時）、実働6時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間／日、45時間／月、360時間／年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日／月の範囲内とする。
（2）員 数 1名
8. 責任の程度
（1）役職名
なし
（2）具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 勤務報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター 主任研究員

氏 名 岩井 美幸

電話番号 029-850-2796

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター次長

氏 名 中山 祥嗣

電話番号 029-850-2786

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和4年度エコチル調査乳歯種判定・前処理等に関する業務に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下、「エコチル調査」という。）」の中心機関として、全国15地域にある大学等に設置したユニットセンターと共同で、エコチル調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。エコチル調査では、参加者（子ども）の胎児期から出生後の継続的な化学物質曝露の評価をするため、脱落乳歯を収集している。本業務では、対象者から収集した乳歯を分析するため、乳歯種判定、乳歯の前処理、データ解析に関する実験業務等を行う。

3. 業務内容

- (1) 乳歯種の判定に関する業務
- (2) 分析試料の前処理、データ解析等に係る業務
- (3) (1)～(2)において使用する実験装置及び化学分析機器の維持管理業務
- (4) (1)～(3)に関連する測定データの解析、電子データ化とデータ保存業務
- (5) 実験室内の清掃
- (6) 管理業務の遂行に支障がないように常に消耗品の適正在庫量の維持管理を行う。
- (7) 上記(1)から(6)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴・業務経験等
歯科技工士、歯科衛生士、歯科医師など歯科領域の国家資格を持っていること。
- (2) 技術的能力
 - ① 歯科領域の業務経験がある者。
 - ② 研磨などの業務経験がある者。
 - ③ 実験データの処理を目的としたPC操作を自立的に行える者。
- (3) 特記事項
 - a. 生体試料の取り扱いに抵抗がないこと。
 - b. 大規模コホート調査の生体試料のため、試料数が多く同一作業の繰り返し業務となる。
 - c. 乳歯分析に関する業務は、米国の大学とNIESとの間で技術移転契約を締結しており、NIESで知り得た情報と技術等は、第三者（別機関含む）への伝達、本技術の転用・流布は固く禁ずる。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、第三者に伝えてはならない4(3)cを遵守すること。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター
主任研究員

岩井 美幸 _____

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程		
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合 計															
出張用務									旅費計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
									その他経費計		円				
									合計		円				

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 エコチル調査コアセンター 主任研究員
 岩井 美幸

仕 様 書

1. 件 名
令和4年度気候変動影響及び適応に関する事業推進及び定量的評価支援業務補助員派遣業務
2. 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）は2016年8月に気候変動適応情報プラットフォーム（以下「A-PLAT」という。）を立ち上げ、地方公共団体、事業者、個人などさまざまな主体の気候変動適応を支援している。
本業務では、気候変動影響及び適応に関する事業推進支援業務について補助員として関連の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター
電話番号 029-850-2741
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
気候変動適応センター気候変動適応戦略研究室（真砂佳史室長）
6. 派遣期間
令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数
（1）勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
8：30～17：00（うち、休憩時間12時～13時。） 実働7時間30分、
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、15時間／日、45時間／月、360時間／年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は4日／月の範囲内とする。
（2）員 数 1名
8. 責任の程度
（1）役職名
なし
（2）具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7. (1) に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター

気候変動適応戦略研究室 主任研究員
氏名 岡 和孝
電話番号 029-850-2456
(5) 派遣先苦情処理担当者
役職 国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター
気候変動適応戦略研究室 室長
氏名 真砂 佳史
電話番号 029-850-2387

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和4年度気候変動影響及び適応に関する事業推進及び定量的評価支援業務補助員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所は2016年8月に気候変動適応情報プラットフォームを立ち上げ、地方公共団体、事業者、個人などさまざまな主体の気候変動適応を支援している。

本業務では、気候変動影響及び適応に関する事業推進及び定量的評価支援業務について補助員として関連の業務を行う。

3. 業務内容

国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センターにおいて、以下の業務に従事する。

- (1) 事業者に関する気候変動影響及び適応に関する事業推進支援
- (2) 気候変動による物理的リスクに関する情報収集及び定量的評価実施支援
- (3) その他、指揮命令者の指示に従い、関連する業務

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 理系大学卒業の学歴を有すること。
- (2) 研究機関にて、研究データの分析業務経験を5年以上有すること。
- (3) 気候変動による物理的リスクの影響評価の業務経験を有すること。
- (4) 地理情報システム(GIS)を用いた業務経験を有すること。
- (5) 文章の読解能力、記述能力を有すること。
- (6) 民間企業にて、実験補助の業務経験を有すること。
- (7) 電子メール、Word、Excel、PowerPoint等を円滑に活用できること。
- (8) 関係部署と円滑かつ緊密に連絡・調整をとりながら業務を進める能力があること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
気候変動適応センター
気候変動適応戦略研究室

岡 和孝 _____

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出 張 用 務									旅 費 計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 気候変動適応センター
 気候変動適応戦略研究室

岡 和孝

仕 様 書

1. 件 名
令和4年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務
2. 目 的
国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における環境政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育及び生態毒性試験実施に関わる補助業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室
電話番号 029-850-2851
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
環境リスク科学研究推進室
6. 派遣期間
令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数
(1) 勤務時間 9月1日から1月末日まで週3日（原則として月、水、金）
2月1日から3月末日まで月曜日から金曜日までの週5日
9：00～15：00（希望により若干の変動可。うち、休憩時間12時～13時）
実働5時間
派遣労働者と相談の上、時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。
(2) 員 数 1名
8. 責任の程度
(1) 役職名
なし
(2) 具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。
10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別
限定しない。

11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。
また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14. の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15. の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14. に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16. に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役 職
氏 名
電話番号
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役 職
氏 名
電話番号
 - (3) 派遣先責任者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長
氏 名 辻 恵一
電話番号 029-850-2586
 - (4) 指揮命令者
役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室 主任研究員
氏 名 山岸 隆博
電話番号 029-850-2754

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室 室長
氏 名 大野 浩一
電話番号 029-850-2588

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和4年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における環境政策対応の一環で実施している生態毒性試験を目的とした、淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育及び生態毒性試験実施に関わる補助業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 淡水・汽水・海産の水生・底生生物の飼育（培地等の調整、給餌、水質測定、顕微鏡観察、水槽ならびに器具の洗浄等）
- (2) 餌用微細藻の継代培養業務（クリーンベンチを用いた無菌操作）
- (3) 試験生物の分譲業務（分譲生物の準備、宅配の手配等）
- (4) 生態毒性試験実施に係る業務（魚類や甲殻類を用いた生態毒性試験の実施、薬液調整、化学分析の前処理、PCR等）
- (5) 上記（1）から（4）の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

(1) 学歴等

理系の大卒以上の学歴を持つか、5年以上公的研究機関もしくは民間企業において実験・試験の実務または補助業務に携わっていること。

(2) 技術的能力

公的研究機関もしくは民間企業において淡水・汽水・海産の水生・底生生物またはその他生物の飼育を実施した経験があること。

(3) 動物実験およびクリーンベンチを用いた微生物培養の経験が5年以上あること。

(4) 遺伝子に関する研究の経験があること（DNA抽出、PCR操作等）

(5) 語学及び学術的能力

業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室
主任研究員

山岸 隆博

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出 張 用 務									旅 費 計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 主任研究員

山岸 隆博

仕 様 書

1. 件名
令和4年度エコチル調査実験等協力員派遣業務
2. 目的
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査コアセンターでは、調査の企画立案、全国15箇所のユニットセンターとの連絡調整、資料の整理、生体試料の管理、分析等を行っている。本業務では、エコチル調査を円滑に遂行するため、生体試料分析に係る実験補助等の業務を行う。
3. 事業所の名称
国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）
4. 勤務場所
茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 エコチル調査コアセンター
（電話番号：029-850-2796）
なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。
5. 組織単位
エコチル調査コアセンター
6. 派遣期間
令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
7. 勤務形態及び員数
（1）勤務時間：月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）
9:00～17:00（うち、休憩時間12:00～13:00）
実働7時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。
（2）員数：1名
8. 責任の程度
（1）役職名
なし
（2）具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ
9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別
限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別限定しない。
11. 業務内容等
特記仕様書によるものとする。
12. 出張の取扱い
 - (1) 出張依頼等
指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。
なお、支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 - (2) 就業時間の取り扱い
派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.(1)に定める就業時間数を就業したのものとして取り扱うものとする。
13. 福利厚生
ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。
14. 報告書の提出
 - (1) 勤務報告書の提出
派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。
 - (2) 出張経費報告書
派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。
15. 勤務状況の報告
派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。
16. 業務完了報告書等の提出
派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。
17. 検査
指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。
18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者
 - (1) 派遣元責任者
役職：
氏名：
電話番号：
 - (2) 派遣元苦情処理担当者
役職：
氏名：

電話番号：

(3) 派遣先責任者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

氏名：辻 恵一

電話番号：029-850-2586

(4) 指揮命令者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター 主任研究員

氏名：岩井 美幸

電話番号：029-850-2796

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職：国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター次長

氏名：中山 祥嗣

電話番号：029-850-2786

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と国立研究開発法人国立環境研究所担当職員が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和4年度エコチル調査実験等協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域では、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」のコアセンターを設置し、調査を推進している。エコチル調査コアセンターでは、調査の企画立案、全国15箇所のユニットセンターとの連絡調整、資料の整理、生体試料の管理、分析等を行っている。本業務では、エコチル調査を円滑に推進するため、生体試料分析に係る実験補助等の業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 器具洗浄、ID作成・貼付作業等簡易な実験補助を行う。
- (2) 購入依頼手続き、出張外勤伺い作成、調査参加者への郵便物等発送、ユニットセンターとのやり取り、資料作成、意見照会後の資料とりまとめ、電話応対等を行う。
- (3) 上記、(1)、(2)に加え、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
高校卒業または同等程度。
- (2) 技術的能力
 - ①パソコン、Microsoft Word、Excel、Outlookなどの使用経験があり、基本的な操作ができること。
 - ②会議資料の作成や資料とりまとめの経験があること。
 - ③実験器具洗浄、ID貼付作業等の簡易な実験操作ができること。
- (3) 語学及び学術的能力
電話応対等の業務経験があり、日本語でのコミュニケーションが十分にできること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)
※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
エコチル調査コアセンター
主任研究員

岩井 美幸 _____

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考	
					路程	運賃	急料	行金	計	路程		運賃	路程			実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合計																
出張用務									旅費計		円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。	
									その他経費計		円					
									合計		円					

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 エコチル調査コアセンター 主任研究員
 岩井 美幸

仕 様 書

1. 件 名 令和4年度 GNDPS 運用のためのストレージサーバ 1式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度 GNDPS 運用のためのストレージサーバ 1式」について規定する。

2. 数 量 1式

構成内訳 本体 ストレージサーバ 1台
保守 1件
導入作業 1件

3. 研究内容・購入目的

NIES では環境省と共同で、温室効果ガス・水循環観測技術衛星（以下「GOSAT-GW」という。）による温室効果ガス観測ミッションを推進している。衛星打上げ目標時期は2023年度、その後の衛星定常運用期間は7年間の予定である。GOSAT-GW プロジェクトでは、GOSAT、GOSAT-2のミッションを継続するとともに、パリ協定に基づく各国のGHGインベントリ報告の透明性の確保並びに大規模排出源の監視等を目指している。そのため、これまでGOSATとGOSAT-2で培ってきたノウハウを活用し、温室効果ガス排出源の特定能力と排出量推定精度を向上させた温室効果ガス観測センサ3型（以下「TANSO-3」という。）を国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が開発中である。TANSO-3センサは、二酸化炭素、メタンに加えて、二酸化窒素（以下「NO₂」という。）の観測を行う機能を有している。本業務ではこのGOSAT-GW NO₂データ処理運用システム（以下「GNDPS」という。）の運用に係る観測データ等の長期アーカイブ作成のための高性能・大容量のサーバとストレージを必要とする。このため、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

4. 仕様・規格等

「令和4年度 GNDPS 運用のためのストレージサーバ 1式」については、以下の仕様を満たす必要がある。

A 本体 ストレージサーバ 1台

ストレージに保存するデータ容量が将来大幅に増加する可能性を考慮し、将来の機器設置スペースの拡張を想定して、占有スペースを節約できるサーバ・ストレージ一体型機器（ストレージサーバ）を導入する。

(1) 総物理容量 560TB 以上を備えていること。RAID6 構成時の容量は 480TB 以上であ

り、オペレーティングシステム（以下「OS」という。）からのフォーマット後の容量は432TB以上であること。

- (2) 形状は19インチEIA4Uラックマウント形式で構成されること。
- (3) ハードディスクは、ヘリウム充填型の物理容量16TB以上で、7200rpm以上の回転速度を持ち、MTBF（製造メーカー公称値）が250万時間以上であること。*ハードディスクの検査条件は、「B 導入作業-搬入前作業」を参照のこと。
- (4) ハードディスクの活線挿抜が可能であること。
- (5) ハードウェア RAID 機能を備え、以下の RAID 構成をいずれも構築でき、導入の際に、選択可能であること。
 - RAID6 の RAID グループ（データ領域）を構成することができ、3台以上のスペアディスクを備えていること。（左記構成の場合の RAID6 構成後の容量は、480TB以上であること。）
 - RAID1 の RAID グループ（データのホーム領域）と RAID6 の RAID グループ（データ領域）を構築することができ、共通のグローバルスペアディスクを備えていること。（左記構成の場合の RAID1 構成後の容量は、16TB以上であること。RAID6 構成後の容量は480TB以上であること。）
- (6) RAID コントローラは、ディスク群と12Gbps以上の帯域幅を持つインターフェースで接続されていること。
- (7) RAID コントローラ部分のキャッシュメモリは1GB以上であること。
- (8) RAID コントローラは、障害が発生したディスクを RAID から切り離し、スペアディスクを用いて元の RAID 構成を再構築するオートリビルド機能を有していること。Bad Block 修復機能を有すること。またディスク搭載ベイは、前面及び背面から着脱可能なホットスワップ対応であること。
- (9) ハードディスク内の不良セクタと遭遇しないよう、定期的にディスクの表面検査を実施するサーフェイスベリファイ機能を有していること。
- (10) RAID コントローラは、不良セクタを発見した際、修復タスクをバックグラウンドで起動しながら、上書修復処理を行う機能を有していること。また物理的な損傷や劣化によって上書修復が失敗したとしても、セクタリロケートによって更なる修復処理を行いデータの消失・欠損することがないこと。
- (11) Intel 社製 Xeon 4210（10core/2.2GHz）以上の機能・性能（コア数、クロック、キャッシュ）を有する2個以上のCPUと192GB以上のメモリを備えること。またメモリ基盤の実装は、全メモリチャンネル同一構成とし、製品の持つ最高の性能が発揮できる構成にすること。
- (12) 外部ポートは、LAN(10GbE×2+BMC管理用×1)以上、USB(USB3.0×2、USB2.0×2)以上、VGA×1以上を有すること。またPCI Expressのスロットとして以下の規格の空きがあること。

- PCI-Express Gen3×8 ×1 スロット、PCI-Express Gen3×16 ×3 スロット
- (13) OS 用ストレージとデータ用ストレージの RAID コントローラはそれぞれ独立して構成されていること。
- (14) 電源部は、冗長化電源であり、入力電圧 100V、200V 両用で 80PLUS Gold 認証以上の取得ユニットであること。
- (15) 温度センサーによる温度以上の検知など、サーバ本体内や HDD の冷却に関して充分対策が施されていること。
- (16) OS は、以下の条件を備えた SSD に格納すること。
- データ用ストレージ部 RAID コントローラとは独立したハードウェアコントローラにて構成すること。
 - ハードウェアコントローラは、SATA、SAS 等の汎用インターフェースにてマザーボードに接続されること。
 - ハードウェアコントローラは専用デバイスドライバを必要とせず、OS 標準のデバイスドライバで動作すること。
 - 3 台以上の SSD を使用すること。1 台の SSD が障害発生により切り離しをされた状態でも OS 収納部のデータ冗長性を維持していること。複数の RAID コントローラを多重化して使用する場合はコントローラメーカーによる多重化稼働の安全性についての根拠を示すこと。
 - 実装される SSD の状態は OS からソフトウェアにより確認できること。同時に LED 等により実機でも知ることが可能なこと。
 - 実装される SSD 収納部はレバー等の他に物理的なロック機構をもち、誤った取り出しが行えない構造になっていること。
 - OS 収納部には Ubuntu 22.04 LTS 相当の OS を予めインストールしてあること。
 - OS の稼働状況について自己診断と自己復旧の試行ができる機能を搭載していること。メモリ使用状況、ファイルシステム状況、ネットワーク通信状況、OS エラー状況とする。
 - OS 領域へのアクセス速度は、300MB/s 以上の転送速度を確保すること。また転送速度を確保されていることを証明できるデータを併せて提出すること。
 - ハードウェアコントローラは、一過性のエラーなどにより一旦切り離れた SSD ドライブをリセット操作等によりリモート環境からオンラインのままリビルドして復旧する機能を有していること。
 - 故障した SSD は当装置の運用を停止することなく稼働状態において交換ができること。
 - OS 領域の SSD を取り外した際、ユーザー情報等の機密情報を他の機器で読み取ることが出来ないよう、データを暗号化して記録していること。また、暗号化は動作速度を低下させないよう、コントローラ側によって実現していること。

- OS用SSDは総書き込み容量180TBまたはMTBF150万時間以上の部材であること。

B 導入作業－搬入前作業

大容量ストレージサーバに利用するハードディスクは、信頼性を高めるため、以下の条件を満たす検査報告書を納入予定の全てのハードディスクドライブに対して提出すること。

- (1) 検査実施日時が記載されていること。
- (2) 検査の所要時間が記載されていること。
- (3) 検査対象HDDの型番、シリアル番号、ファームウェアバージョンが記載されていること。
- (4) 検査後のHDDのSMART情報を一覧にした表が記載されていること。
- (5) 発生したエラーの情報が記載されていること。
- (6) HDDの全周に対してRead/Writeを行った際の全周に対する転送レートを表すグラフが記載されていること。
- (7) 故障発生時に出荷時の試験と比較するトレーサビリティを確保すること。また、同じ試験を実施した他のハードディスクドライブのデータと比較検証ができること。

C 提案書

公告6(2)の期限までに、以下の項目を含んだ提案書を提出すること。提案書は、紙媒体で2部提出すること。

- (1) 機器諸元
- (2) 要求要件を実現するための具体的な方策
- (3) 全体の工程表
- (4) 体制図
- (5) 照会先

D 保守・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）3年間は保証期間とし、平日9:30-17:30の電話での問い合わせが可能なこと。さらに24時間365日WEBでの問い合わせが可能なことが望ましい。
- (2) 原則土日祝日（年末年始を含む。以下同じ。）を除き、障害発生時の通告を行った後2日以内に正常復旧できる保守体制・サービスレベルを提供すること。なお、障害の程度に応じて土日祝日であっても臨機応変に対応可能な保守体制・サービスレベルを構築すること。
- (3) 納品製品については新品であり、且つ3年間のメーカー保証が付いているものであること（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）。

メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること。）。

E その他

(1) 付属品の装備

ストレージサーバ機器の接続、及び動作に関する付属品すべてを本調達に含むこと。

(2) 導入作業－基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様通りに稼動するように NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

- 機器の搬入、機器の既存ラックへの搭載、ケーブルリング、OS の導入、ストレージの設定、ストレージを OS からマウントするまでの作業を実施すること。
- ストレージシステムの RAID 構成は、ホットスペアに 1 台割り当てる以外のすべてのハードディスクドライブを使った RAID6 とする。RAID 構築作業は長時間を要するため、納入前に事前に実施しておくことが望ましい。
- ストレージ装置に構築された各 RAID 領域は論理分割を行わず、OS から大容量ディスクとして認識されるように設定すること。構築したファイルシステムを当研究所担当者の指定するマウントポイントにマウントすること。
- ストレージサーバをリモートコントロール可能なように設定を行うこと。
- 基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行うこと。
- OS、Disk などの各種パラメータは協議の上決定すること。

(3) 納品検収について、納品した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。また、OS、ネットワーク等、施したシステム設定内容、利用方法、注意点等や各種機器間の接続状態等の説明書を作成し、GNDPS 関係者が必要に応じて参照できるようにすること。

5. 納品場所

茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人 国立環境研究所

6. 納入期限

令和 4 年 1 0 月 3 1 日

7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。
本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達

の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡しが完了した時点より3年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び構築上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。